

兵庫県公報

令和7年9月12日 金曜日 第651号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 令和7年度第3回及び第4回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施（地域産業立地課）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4

公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	7

告 示

兵庫県告示第854号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和7年12月14日（日） 神戸市、姫路市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和7年12月21日（日） 西宮市

令和8年2月21日（土） 姫路市

令和8年3月1日（日） 神戸市及び西宮市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町9-1
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7-2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
豊岡	県立豊岡総合高等学校	豊岡市加広町6-68
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2-8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面申請又は電子申請を行うものとする。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 12月14日及び同月21日の試験

令和7年10月17日（金）から同月24日（金）まで

(4) 2月21日及び3月1日の試験

令和8年1月6日（火）から同月13日（火）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 12月14日及び同月21日の試験

令和7年10月17日（金）午前9時から同月24日（金）終日まで

(4) 2月21日及び3月1日の試験

令和7年1月6日（火）午前9時から同月13日（火）終日まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000

~~~~~

## 兵庫県告示第855号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 試験日時

令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで

## 2 試験場所

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館 2階 201号室

## 3 試験科目

## (1) 砂利の採取に関する法令事項

## (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

## ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html)）に掲載。

または、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

## イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルのサイズのものとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上

半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1 枚

定形封筒（長形 3 号、120 ミリメートル×235 ミリメートル）に 110 円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和7年10月1日（水）から10月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和7年10月16日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

#### (4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、または受験手数料7,600円を電子納付すること。  
電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

## 5 合格者の発表

令和7年11月28日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_0000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_0000000003.html)）に掲載。

## 6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

電話 (078) 341-7711 内線74070

兵庫県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年9月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 市原土地改良区

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                        |
|-------|---------|----------------------------|
| 理 事   | 湯 谷 広   | 洲本市中川原町市原32番地              |
| 同     | 佐 竹 諭   | 同 市中川原町市原110番地             |
| 同     | 太 田 知 二 | 同 市中川原町市原198番地             |
| 同     | 佐 竹 功   | 同 市中川原町市原86番地 2            |
| 同     | 鳥 飼 義 壽 | 同 市中川原町市原528番地             |
| 同     | 柳 雅 文   | 同 市中川原町市原504番地             |
| 同     | 上 田 征 謙 | 同 市物部285番地 1 パークハイム物部206号室 |
| 同     | 高 田 康 行 | 同 市中川原町市原781番地 1           |

兵庫県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

国府平野土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所            |
|-------|-------|----------------|
| 理 事   | 菅 村 清 | 豊岡市日高町府市場408番地 |

|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 同   | 上 田 昭 彦 | 同 | 市日高町池上339番地    |
| 同   | 新 田 正 巳 | 同 | 市日高町府中新48番地    |
| 同   | 戸 田 博 之 | 同 | 市日高町土居662番地    |
| 同   | 吉 田 初 夫 | 同 | 市日高町松岡282番地    |
| 同   | 船 津 誠   | 同 | 市日高町堀240番地の1   |
| 同   | 木 村 直 幸 | 同 | 市日高町西芝336番地    |
| 同   | 竹 中 浩   | 同 | 市日高町野々庄324番地   |
| 同   | 大 植 高 秀 | 同 | 市日高町上石370番地の1  |
| 同   | 米 田 勉   | 同 | 市日高町竹貫342番地    |
| 同   | 藤 本 誠 吾 | 同 | 市日高町藤井155番地    |
| 同   | 長谷川 勇   | 同 | 市日高町奈佐路703番地の7 |
| 同   | 吉 田 敬 裕 | 同 | 市日高町山本289番地の3  |
| 監 事 | 谷 本 昇   | 同 | 市日高町鶴岡387番地    |
| 同   | 林 敏 昭   | 同 | 市日高町西芝496番地    |
| 同   | 菅 村 和 弘 | 同 | 市日高町府市場346番地   |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

## 氏 名

菅 村 清

米 田 勉

一 幡 和 之

吉 田 初 夫

竹 森 典 俊

木 村 雅 典

竹 中 浩

戸 田 博 之

三 木 耕 作

市 田 学

小 坂 義 博

朝 尾 薫

田 中 重 厚

池 口 正 和

谷 本 昇

川 上 康 則

## 住 所

豊岡市日高町府市場408番地

同 市日高町竹貫342番地

同 市日高町奈佐路137番地

同 市日高町松岡282番地

同 市日高町府中新88番地

同 市日高町堀444番地

同 市日高町野々庄324番地

同 市日高町土居662番地

同 市日高町池上148番地の2

同 市日高町西芝361番地

同 市日高町上石55番地

同 市日高町藤井395番地

同 市日高町山本44番地

同 市日高町堀429番地

同 市日高町鶴岡387番地

同 市日高町岩中92番地の6

## 兵庫県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 上八木土地改良区 | 令和7年6月10日 |

## 兵庫県告示第859号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

表中有限会社淡陽自動車教習所の項及び一般社団法人兵庫県指定自動車教習所協会の項を削る。

## 附 則

この告示は、令和7年9月30日から施行する。

## 公 告

## 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地              | 面 積<br>(㎡) | 地 目 | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|--------------------|------------|-----|--------------|---------------|
| ア        | 赤穂市塩屋字ヲハブ2126番9    | 591.80     | 宅地  | 23,435       | 2,344         |
| イ        | 赤穂郡上郡町井上字中道181番6   | 519.35     | 宅地  | 10,646       | 1,065         |
| ウ        | 朝来市八代字中山11番1       | 570.35     | 雑種地 | 5,361        | 537           |
| エ        | 豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2  | 266.41     | 宅地  | 4,608        | 461           |
| オ        | たつの市龍野町北龍野字的場261番7 | 297.62     | 宅地  | 7,767        | 777           |
| カ        | 朝来市多々良木字牧野245番2    | 325.47     | 宅地  | 4,003        | 401           |
| キ        | 佐用郡佐用町佐用字中町3005番8  | 287.90     | 宅地  | 2,648        | 265           |
| ク        | 赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番  | 493.32     | 宅地  | 3,502        | 351           |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県総務部職員局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

令和7年9月11日（木）から同月29日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

郵送等の場合は、令和7年9月29日（月）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

電話（078）362-3111

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

令和7年10月14日（火）午後1時から同月21日（火）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

令和7年10月21日（火）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

### 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 10 入札についての照会先

